

2023年2月

東芝保険サービス株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

東芝保険制度～せいかつ（生活）保障プラン～

告知事項における新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」のお取り扱い変更について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。東芝グループ福利厚生制度である

『東芝保険制度～せいかつ（生活）保障プラン～』の告知事項における「入院」の定義について、新型コロナウイルス感染症による「宿泊・自宅療養（＝みなし入院）」を告知事項における「入院」の定義に含めないお取り扱いに変更いたします。以下の通りご案内いたしますのでご確認の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 告知解釈変更の概要

新型コロナウイルス感染症による「宿泊・自宅療養（＝みなし入院）」を告知事項における「入院」の定義に含めないお取り扱いに変更いたします。これにより、申込日・告知日より過去1年以内に新型コロナウイルス感染症により継続して10日以上「みなし入院」された場合でも、新規加入または増額が可能となります。なお、「みなし入院」ではなく、継続して10日以上実際に入院された場合は告知該当となり新規加入または増額は不可となりますのでご注意ください。

<ご参考 「病気・ケガ保障コース」「所得長期補償コース」の告知事項>

病気・ケガ保障コース、所得長期補償コース共通
加入申込書*記載の告知事項1、2、3、4(健康状況に関する告知)に該当しない方が新規加入できます。
<告知事項>1. 現在、病気で入院中または病気により医師から入院をすすめられていますか?
2. 申込日・告知日より過去1年以内に、継続して10日以上病気で入院されたことがありますか?
3. 申込日・告知日より過去5年以内に、(別表)の病気で医師による診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか?
4. これまでに、医師に悪性新生物(がん)と診断されたことがありますか?(ただし上皮内新生物は除きます)

2. 変更日

2023年3月1日以降の新規加入・増額の申込から変更

3. 変更詳細

告知事項における「入院」の定義	
変更前	◆「みなし入院」を告知事項における「入院」の定義に <u>含む</u> ・ 申込日・告知日より過去1年以内に継続して10日以上「みなし入院」をした場合は告知該当（＝新規加入・増額不可）
変更後	◆「みなし入院」を告知事項における「入院」の定義に <u>含めない</u> ・ 申込日・告知日より過去1年以内に継続して10日以上「みなし入院」をした場合は告知非該当（＝新規加入・増額可） （注） 申込日・告知日より過去1年以内に継続して10日以上 <u>実際に入院</u> をした場合は告知該当（＝新規加入・増額不可）

4. ご注意いただきたいこと

- ・ 本件は告知事項における、新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」の取扱いを変更するものです。
新型コロナウイルス感染症による保険金のお支払い可否とは異なりますのでご注意ください。
※新型コロナウイルス感染症による保険金支払対象変更は[こちら](#)
- ・ 新たな感染症の出現や新型コロナウイルス感染症の動向によっては今後本取扱いが変更になる場合がございます。

以 上